

船舶事故調査報告書

平成25年9月12日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵 男（部会長）

委員 庄 司 邦 昭

委員 根 本 美 奈

事故種類	乗組員死亡
発生日時	平成25年6月8日 01時03分ごろ
発生場所	北海道松前町静浦漁港南西方沖 松前町所在の渡島静浦港西防波堤灯台から真方位230°10.9海里付近 (概位 北緯41°22.0' 東経139°50.0')
事故調査の経過	平成25年6月14日、本事故の調査を担当する主管調査官（函館事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第七清運丸、9.1トン HK2-22843（漁船登録番号）、個人所有 13.73m (Lr) × 3.78m × 1.44m、FRP ディーゼル機関、450kW（動力漁船登録票による）、平成10年5月21日
乗組員等に関する情報	船長 男性 41歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成8年1月5日 免許証交付日 平成23年1月11日 (平成28年1月23日まで有効) 甲板員 男性 71歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年6月6日 免許証交付日 平成24年1月16日 (平成29年1月28日まで有効)
死傷者等	死亡 1人（甲板員）
損傷	なし
事故の経過	本船は、船長及び甲板員が乗り組み、静浦漁港南西方沖において、パラシュートアンカー（以下「パラアンカー」という。）を投入し、漂泊して行っていたいか一本釣り漁を終え、帰航準備を開始した。 船長は、操舵室右舷側付近に設置された自動いか釣り機の「ナガシ」と呼ばれる金網部分（以下「金網」という。）の収納作業を、甲板員は、船首甲板右舷側に設置された揚錨機でパラアンカーの揚収作

	<p>業をそれぞれ行っていた。</p> <p>船長は、船首方から「ボタン、ボタン」と何かをたたくような音が聞こえたため、甲板員に声を掛けたところ、返答がなかったので不審に思い、船首甲板に向かったところ、平成25年6月8日01時03分ごろ、足首にパラアンカーの引揚用ロープが絡み、揚錨機に巻き込まれて振り回されている甲板員に気付いた。</p> <p>船長は、すぐに揚錨機を止め、ナイフでロープを切断して甲板員を揚錨機から外したが、甲板員は意識がなかった。</p> <p>船長は、携帯電話で自宅に連絡を行い、家族に救急車の手配及び警察への連絡を依頼し、本船は、パラアンカーを海中に放置して静浦漁港に帰港したのち、甲板員は、救急車で病院へ搬送されたが、死亡が確認され、死因は、脳挫創と検案された。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 北東～東、風力 1～2、視界 良好</p> <p>海象：波高 約0.5m</p>
その他の事項	<p>甲板員は、経験豊富であり、船長が作業手順等に関して指示を行うことはなく、ふだんから帰航時に揚錨機の操作をしながら、船首両舷付近に設置された金網の収納作業も行っていた。</p> <p>甲板員は、カップ上下及びゴム手袋を着用し、長靴を履いていた。</p> <p>本船は、本事故当時、波による船体動揺はなかった。</p> <p>本船は、作業灯を点灯していた。</p> <p>船長は、甲板員が揚錨機に巻き込まれる状況を見ていなかった。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>不明</p> <p>不明</p> <p>不明</p> <p>甲板員の死因は、脳挫創であった。</p> <p>本船は、静浦漁港南西方沖において、パラアンカーの揚取作業中、甲板員が、足にロープが絡んで揚錨機に巻き込まれたことから、頭部が揚錨機等の船首甲板上の構造物に当たり、死亡した可能性があると考えられるが、足にロープが絡んで揚錨機に巻き込まれた状況を明らかにすることはできなかった。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、本船が、静浦漁港南西方沖において、パラアンカーの揚取作業中、甲板員が足にロープが絡んで揚錨機に巻き込まれたため、頭部が揚錨機等の船首甲板上の構造物に当たったことにより発生した可能性があると考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パラアンカーの揚取作業と同作業付近での金網の収納作業は、一方の作業が終了後に他方の作業を行うことが望ましい。